

## 浜松市中山間地域Welcome集落報償金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や高齢化等の進行が著しい浜松市の中山間地域において、集落の活性化に資する担い手の確保のために集落の住民が主体となって積極的に移住者の受け入れに取り組む団体に対して、予算の範囲内で交付する報償金について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) Welcome集落 集落の住民が主体となって積極的に移住者の受け入れに取り組む意思を持ち、次の要件をすべて満たし、第3条第1項に規定する認定を受けた団体をいう。
  - ア 自治会、自治会に準じた活動を行う団体又はこれらの団体により構成される団体であること。
  - イ 代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を定めた規約等があり、Welcome集落活動及びそれに係る事務手続を適切に行う体制が確保されていること。
- (2) 対象地域 別表1に掲げる地域をいう。
- (3) 転居 生活の本拠を対象地域外の住居から対象地域内の住居に移すことをいう。
- (4) 移住者 転居をして6か月経過した者をいう。ただし、次に該当する者は除く。
  - ア 転居をした日前3年以内において、対象地域内に居住していた経験がある者。ただし、本市が設置したお試し住宅での居住及び浜松山里いきいき応援隊実施要綱に基づく隊員の委嘱に伴う居住については、対象地域内に居住していないものとして取り扱う。
  - イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第23条に規定する届け出をしていない者
  - ウ 新築の建売住居を購入し居住している者又は宅地造成地において住居を新築し居住している者
  - エ 市営住宅、公営住宅、教職員住宅、民間集合住宅又は社宅等に居住している者
  - オ 2親等以内の者が居住する住居（同じ敷地と見なされる土地にある別の建物を含む。）に居住している者
  - カ 2親等以内の者が所有する住居及び土地を購入又は借用し居住している者
  - キ 本市が設置したお試し住宅に居住している者
  - ク 浜松山里いきいき応援隊実施要綱に基づく隊員の委嘱に伴い居住している者
  - ケ 当該Welcome集落の区域外に月の3分の1以上居住している者
  - コ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (5) Welcome集落活動 移住者の受け入れに関する話し合い、対象地域内への移住の意思を有する者からの相談の対応、集落の紹介、空き家の調査、空き家の所有者等に対する利活用の提案、市の移住施策への協力及びその他移住者の受け入れに必要な活動をいう。
- (6) Welcome集落の区域 Welcome集落が移住者の受け入れに取り組む集落の範囲をいう。

- 2 移住者の子で、その親が転居をした時には出生しておらず転居をして6か月経過した日前に出生していた者は移住者とみなす。
- 3 移住者の2親等以内の者でやむを得ない事情により遅れて転居をした者にあつては、次の要件をすべて満たしている場合に限り第1項第4号オの規定は適用しない。
  - (1) 当該移住者が転居をした日から6か月経過する日の前に転居をしていること
  - (2) 第7条第2項の規定により提出された当該移住者に係る転居報告書において事前に報告されていること

(認定)

第3条 報償金の支払いを受けようとする団体は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の認定を受けようとする団体を、期間を定めて募集する。
- 3 第1項の認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) Welcome集落認定申請書（様式第1号）
  - (2) 団体の規約等
  - (3) 団体の役員名簿
  - (4) Welcome集落の区域を示した図面
  - (5) その他市長が必要と認めるもの

4 市長は、前項の規定による認定の申請があつた場合は、これを審査し、認定したときはWelcome集落認定通知書（様式第2号）により通知する。

5 市長は、前項の規定により認定したときは、Welcome集落登録簿に登録し、その内容を対象地域内への移住の意思を有する者等へ情報提供するなど本市の移住促進に係る業務において活用する。

6 市長は、第4項の規定により審査をした結果、認められないときはWelcome集落認定申請却下通知書（様式第3号）により通知する。

(変更)

第4条 Welcome集落は、前条第3項及び第6条に掲げる書類の内容に変更があつたときは、変更届（様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(取消)

第5条 市長は、Welcome集落が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 当該団体から認定の取り消しの申し出があつたとき
- (3) Welcome集落活動を実施しない期間が6ヵ月以上続いたとき
- (4) Welcome集落として著しく不適格な行為があつたとき
- (5) この要綱に規定する事項を遵守しないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が取り消しの必要があると認めるとき

(Welcomeシートの作成)

第6条 Welcome集落は、Welcome集落活動の実施にあたり、次の各号に掲げる内容を記載したWelcomeシート（様式第5号）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 現在の集落の人口及び年齢構成
- (2) 集落の良いところ及び困っていること
- (3) 集落に必要な人材像及び移住者数
- (4) 移住者に求める具体的な条件
- (5) 移住者の受け入れに必要となる具体的な活動内容
- (6) その他移住者の受け入れについて集落で合意した事項

(報告)

第7条 Welcome集落は、Welcome集落活動を行った月ごとにWelcome集落活動報告書(様式第6号)を作成し、活動の翌月15日までに市に提出しなければならない。

2 Welcome集落は、Welcome集落活動の結果として当該Welcome集落の区域内に転居をした者があつたときは、速やかに転居報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 Welcome集落は、Welcome集落活動の結果として当該Welcome集落の区域内に移住者があつたときは、移住者報告書(様式第8号)に転居をした日から6か月経過した日以降に発行された移住者の住民票の写しを添付し、市長に提出するものとする。

4 Welcome集落は、移住者が当該Welcome集落の区域内に居住しなくなったときは、速やかに市に報告しなければならない。

(報償金の支給)

第8条 市は、前条第3項に規定する移住者報告書の提出があつたときは、当該Welcome集落に予算の範囲内で報償金を支払う。

2 報償金の額は、移住者1名あたり100,000円とする。

(報償金の返還)

第9条 市長は、偽り、その他不正な手段により報償金の支給を受けたことが判明した場合にあつては支給した報償金の全部の返還を求めることができる。

(禁止事項)

第10条 Welcome集落は、Welcome集落活動に伴い次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 移住者に金銭の提供すること
- (2) 不動産業者等に金銭の提供をすること
- (3) 移住の意思を有する者を紹介した者にその対価として金銭を提供すること

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

対象地域
<ul style="list-style-type: none"><li>・天竜区の全域。ただし、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき指定された都市計画区域を除く。</li><li>・北区引佐町の一部（引佐町伊平、引佐町川名、引佐町渋川、引佐町四方浄、引佐町田沢、引佐町兔荷、引佐町西久留女木、引佐町西黒田、引佐町東久留女木、引佐町東黒田、引佐町別所、引佐町的場）</li></ul>

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

Welcome 集落認定申請書

浜松市中山間地域 Welcome 集落報償金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解し、Welcome 集落の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

団体の名称	
団体の種類	※当てはまるものに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> 自治会に準じた活動を行う団体 （班、組、小保などの自治会の下部組織） <input type="checkbox"/> 自治会及び自治会に準じた活動を行う団体により構成される団体 （2つ以上の団体の連合体）
団体の会員数	
代表者の氏名 ・連絡先	
担当者の氏名 ・連絡先	※代表者とは別に担当者がいる場合は記載
添付書類	・団体の規約等 ・団体の役員名簿 ・Welcome 集落の区域を示した図面

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

Welcome 集落認定通知書

年 月 日に申請のありました Welcome 集落の認定について、貴団体を認定したので通知します。

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

Welcome 集落認定申請却下通知書

年 月 日に申請のありました Welcome 集落の認定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

Welcome 集落認定申請を却下する。

理由：

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

変更届

下記のとおり内容に変更が生じたので届け出ます。

記

1 変更事項 ※あてはまるものに☑

団体の名称

団体の種類

代表者の氏名・連絡先

担当者の氏名・連絡先

団体の規約等

団体の役員名簿

Welcome 集落の区域

Welcome シート

その他（

）

2 変更内容

※変更内容が分かる書類を添付してください。

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

Welcome シート

下記のとおり Welcome シートを作成したので提出します。

記

集落に住んでいる人たち （現在の集落の人口及び年齢構成）	～9 歳	人	60 歳代	人
	10 歳代	人	70 歳代	人
	20 歳代	人	80 歳代	人
	30 歳代	人	90 歳代	人
	40 歳代	人	100 歳以上	人
	50 歳代	人	合計の人数	人
私たちが住んでいる集落の良いところ				
私たちが住んでいる集落で困っていること				

<p>このような人たちに移住してきてほしい！ (集落に必要な人材像)</p>	
<p>集落に必要な移住者数</p>	
<p>移住してくる人たちにお願いしたいこと (具体的な条件)</p>	
<p>移住してくる人たちを受け入れるために、 集落のみんなですること (具体的な活動内容)</p>	
<p>このほかに集落のみんなですめたこと (合意した事項)</p>	
<p>話し合いをした日</p>	

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

Welcome 集落活動報告書

下記のとおり Welcome 集落活動を実施したので、報告します。

記

（ 年 月分）

実施日	実施内容・参加人数等

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

転居報告書

Welcome 集落活動の結果として転居をした者があったので、下記のとおり報告します。

記

転居をした者の 氏名及び人数		人
転居をした者の 現住所		
転居をした者の 前住所		
転居をした日	年 月 日（住民票の「住所を定めた日」を記載）	
転居をした者 に対して実施した Welcome 集落活動 及び実施日		
要綱第2条第3項 に関する事前の 報告の有無	※上記の転居をした者の2親等以内の者でやむを得ない事情により 遅れて転居する予定のある者の有無 <input type="checkbox"/> 有り （氏名： ） （理由： ） （転居予定時期： ） <input type="checkbox"/> 無し	
その他		

（あて先）浜松市長

団体の名称

団体の代表者の住所及び氏名

住 所

氏 名

（署名又は記名押印をしてください。）

移住者報告書

Welcome 集落活動の結果として移住者があったので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

移住者全員の 氏名及び人数		人
移住者の現住所		
移住者の前住所		
転居をした日	年 月 日（住民票の「住所を定めた日」を記載）	
移住者に対して実施した Welcome 集落活動及び実施日		
添付書類	転居をした日から 6 か月経過した日以降に発行された移住者の住民票の写し（性別、本籍、筆頭者の項目を黒塗りしたものも可。コピー可）	

移住者に関する確認事項

<p>私（及び私の世帯員）は、転居（生活の本拠を対象地域外の住居から対象地域内の住居に移すこと）をして 6 か月経過した者で、次の者には該当していません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居をした日前 3 年以内において、対象地域内に居住していた経験がある者。（ただし、浜松市が設置したお試し住宅での居住及び浜松山里いきいき応援隊実施要綱に基づく隊員の委嘱に伴う居住は除く。）</li><li>・ 新築の建売住居を購入し居住している者又は宅地造成地において住居を新築し居住している者</li><li>・ 市営住宅、公営住宅、教職員住宅、民間集合住宅又は社宅等に居住している者</li><li>・ 2 親等以内の者が居住する住居（同じ敷地と見なされる土地にある別の建物を含む。）に居住している者</li><li>・ 2 親等以内の者が所有する住居及び土地を購入又は借用し居住している者</li><li>・ 当該 Welcome 集落の区域外に月の 3 分の 1 以上居住している者</li><li>・ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者</li></ul> <p>移住者の氏名（複数人の場合は世帯主）</p> <p>（署名又は記名押印をしてください。）</p>
--